

広島県告示第四百十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年四月二日

広島県知事 横 田 美 香

一 区域

尾道市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和八年六月四日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	ベイトウン尾道冷凍倉庫
令和八年六月五日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	ベイトウン尾道冷凍倉庫
令和八年六月八日	午後一時～午後三時三〇分	尾道市農協東生口事業所
令和八年六月九日	午前九時～午後三時三〇分	尾道市役所瀬戸田支所
令和八年六月一〇日	午前九時～午前十一時三〇分	重井公民館
	午後一時～午後三時三〇分	三庄公民館
令和八年六月一日	午前一〇時～午後〇時	尾道市役所浦崎支所
令和八年六月一五日	午前十一時～午後三時三〇分	尾道市役所因島総合支所
令和八年六月一六日	午前九時～午後二時三〇分	尾道市農協栗原支店
令和八年六月一七日	午前一〇時三〇分～午後三時三〇分	西御所県営上屋三号
令和八年六月一八日	午前九時～午前一〇時	尾道市役所百島支所
	午前十一時三〇分～午後二時	尾道市役所旧向東支所
令和八年六月一九日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	おのみち歴史博物館南隣地
令和八年六月二二日	午前一〇時三〇分～午後二時三〇分	おのみち歴史博物館南隣地

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	令和八年六月四日～令和九年三月三十一日
実施場所	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会